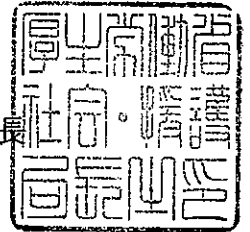


社援発第 0515009 号
平成 20 年 5 月 15 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省社会・援護局長



「戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領」の改正について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）の一部が平成 20 年 4 月 1 日に施行されること等に伴い、「戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領について」（昭和 38 年 12 月 27 日援発第 1206 号厚生省援護局長通知）別紙「戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領」の一部を下記のとおり改正することとしたので、御了知の上、事務処理に遺漏のないようお取り計らい願います。

記

- 1 第 2 項(5)中「介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第 7 条第 8 項に規定する訪問看護を行う者に限る。)」を「介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)」に改める。
- 2 第 2 項(6)中「指定更生医療機関」を「指定自立支援医療機関」に、「身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 19 条第 4 項に規定する指定医療機関」を「障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 54 条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関」に改める。

- 3 第19項の1中「老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書」を「訪問看護療養費請求書」に、「老人訪問看護療養費明細書及び訪問看護療養費明細書」を「訪問看護療養費明細書」に改め、同項の4中「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に、「老人訪問看護療養費、訪問介護療養費等の請求に関する省令」を「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に改める。
- 4 第25項(2)中「結核予防法(昭和26年法律第96号)第34条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2」に改める。
- 5 第38項の3中「指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者用更生医療券」を「指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者用更生医療券」に改め、同項の4及び5中「指定更生医療機関」を「指定自立支援医療機関」に改める。
- 6 第39項の1～5中「指定更生医療機関」を「指定自立支援医療機関」に改め、同項の3中「指定訪問看護又は指定居宅サービス(訪問看護を行う場合に限る。)」を「指定訪問看護又は指定居宅サービス(訪問看護を行う場合に限る。)若しくは指定介護予防サービス(介護予防訪問看護を行う場合に限る。)」に改める。
- 7 第43項の1中「身体障害者福祉法」を「障害者自立支援法」に、「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」を「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準」に改める。
- 8 第45項の3中「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」を「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準」に改める。

戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領

目 次

第 1 章	総則	-----	1
第 2 章	戦傷病者手帳の交付等	-----	2
第 3 章	療養の給付及び療養費の支給	-----	7
第 4 章	療養手当の支給	-----	1 2
第 5 章	葬祭費の支給	-----	1 3
第 6 章	更生医療の給付	-----	1 3
第 7 章	補装具の支給及び修理	-----	1 5
第 8 章	国立保養所への入所	-----	1 6
第 9 章	雑則	-----	1 6

第1章 総 則

(目的)

第1 この事務取扱要領は、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)の規定による戦傷病者手帳の交付及び各種の援護に関する事務の取扱要領を定めるものであること。

(用語の意義)

第2 この事務取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

- (1) 法 戦傷病者特別援護法
- (2) 令 戦傷病者特別援護法施行令(昭和38年政令第358号)
- (3) 省令 戦傷病者特別援護法施行規則(昭和38年厚生省令第46号)
- (4) 指定医療機関 法第12条に規定する指定医療機関
- (5) 一般医療機関等 病院、診療所、健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者若しくは介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)又は薬局等のうち、指定医療機関以外のもの
- (6) 指定自立支援医療機関 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関
- (7) 業者 補装具の製作又は修理を業とする者
- (8) 援護法 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)
- (9) 傷病恩給等 次の各号に掲げる年金又は一時金をいうものであること。
 - ア 恩給法(大正12年法律第48号)、恩給等の一部を改正する法律(昭和28年法律第155号)又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和46年法律第81号)に規定する増加恩給、傷病年金、傷病賜金又は特例傷病恩給
 - イ 援護法に規定する障害年金又は障害一時金
 - ウ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和25年法律第256号)の規定に基づいて支給される障害年金
 - エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第21条に規定する国家公務員共済組合連合会が支給する公務傷病年金で、中央省庁等改革関係法施行法(平成11年法律第160号)第1324条に規定する旧郵政省共済組合に係るもの、又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8

年改正法」という。) 附則第48条第1項に規定する指定基金で日本電信電話共済組合(平成8年改正法第2条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第8条第2項に規定する日本電信電話共済組合をいう。)に係るもの若しくは平成8年改正法附則第32条第2項に規定する存続組合である日本鉄道共済組合(平成8年改正法第2条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第8条第2項に規定する日本鉄道共済組合をいう。)が支給する公務傷病年金

(10) 公務上の傷病 法第2条第2項各号に規定する負傷又は疾病(同条第3項から第7項においてこれらの負傷又は疾病とみなされるものを含む。)をいうこと。なお、公務上の傷病のうち次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

ア 原傷病 負傷し、又は疾病にかかったときの傷病(当初の傷病)

イ 初度認定症 療養の給付又は療養費の支給(旧未復員者給与法(昭和22年法律第182号)、旧特別未帰還者給与法(昭和23年法律第279号)又は法による改正前の未帰還者留守家族等援護法(昭和28年法律第161号)に基づく療養の給付又は療養費の支給を含む。以下同じ。)を開始した当初認定を受けた傷病

ウ 認定併発症 初度認定症と因果関係のある併発症又は転症であって、療養の給付又は療養費の支給について認定を受けたもの

(11) 認定外併発症 初度認定症又は認定併発症と因果関係の認められない併発症

第2章 戦傷病者手帳の交付等

(手帳の交付の請求)

第3 公務上の傷病について傷病恩給等の裁定を受けている者が、戦傷病者手帳の交付を受けようとするときは、戦傷病者手帳交付請求書(省令様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、居住地の都道府県知事に提出すること。

(1) 住民票の写し又は戸籍の謄本若しくは抄本

(2) 公務上の傷病について傷病恩給等の裁定を受けたこと及びその障害の程度を認めることができる書類(例えば傷病恩給等の証書若しくは裁定通知書又は郵便局が発行した傷病恩給等の証書の保管証書又はこれらの書類の写又は国民生活金融公庫が発行した傷病恩給等の証書の保管証明書)

(3) 請求の当時における公務上の傷病による障害の状態についての医師又は歯科医師の診断書(記載事項は、恩給診断書に準ずるものとする。なお、都道府県において、その者が傷病恩給等の請求の際提出した恩給診断書等の写を保管している場合又は身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、当該身体障害者手帳の交付申請の際提出した診断書によってその者の公務上の傷病による障害の状態が判断できる場合は、これを省略することができる。)

(4) 写真2枚(提出の日前1年以内に撮影されたベスト半さいの無帽かつ正面上半身のものとする。次項、第7第1項及び第26において同じ。)

2 公務上の傷病について傷病恩給等の裁定を受けていない者が戦傷病者手帳の交付を受けようとするときは、戦傷病者手帳交付請求書(省令様式第1号)正副各1部に、次に掲げる書類を添えて、居住地の都道府県知事に提出すること。

(1) 住民票の写し又は戸籍の謄本若しくは抄本

(2) 履歴書

(3) 請求の当時における障害が公務上の傷病によるものであることを認めることができる書類

(4) 障害の原因となった負傷又は疾病の症状の経過を記載した書類

(5) 請求の当時における公務上の傷病による障害の状態についての医師又は歯科医師の診断書

(6) 写真2枚

3 公務上の傷病についての療養の必要がある者については、前2項によるのほか、第11に定めるところにより療養の給付の請求手続も併せてとること。

(手帳受給資格の審査)

第4 都道府県知事は、第3により提出を受けた書類及び保管資料により、戦傷病者手帳の受給資格の審査を行なうこと。この場合、必要に応じて請求者の退職時の本籍地の都道府県知事その他の関係機関に照会を行なうこと。

(傷病恩給等の未裁定者に係る公務傷病の認定)

第5 都道府県知事は、公務上の傷病について傷病恩給等の裁定を受けていない者から戦傷病者手帳の交付の請求があったときは、第3第2項により提出を受けた書類のうち、戦傷病者手帳交付請求書の副本及び第3第2項の(2)から(5)までに掲げる書類を厚生労働大臣に提出して公務上の傷病の認定を受けたのち、第4により戦傷病者手帳の受給資格の審査を行なうこと。

(手帳の交付等)

第6 都道府県知事は、第4又は第5の審査の結果、戦傷病者手帳の受給資格があると認められた者に対しては、戦傷病者手帳を交付するとともに、戦傷病者カード(様式第1号)を所要事項を記入し、受給資格を有しないと認められた者に対しては、文書をもって、その旨及びその理由を通知すること。

2 戦傷病者手帳の記載は、次の要領によって行なうこと。

(1) 第2面

ア 番号は、都道府県ごとに次の表に示す記号を冠した一連番号とし、死亡した者、他の都道府県へ転出した者等に係る番号は欠番とすること。

都道府県名	記号	都道府県名	記号	都道府県名	記号
北海道	北	青森	青	岩手	岩
宮城	城	秋田	秋	山形	形
福島	島	茨城	茨	栃木	栃
群馬	群	埼玉	玉	千葉	千
東京	東	神奈川	神	山梨	梨
長野	長	新潟	新	富山	富
石川	石	福井	井	静岡	静
愛知	愛	岐阜	岐	三重	三
滋賀	滋	京都	京	奈良	奈
和歌山	和	大阪	阪	兵庫	兵
鳥取	鳥	島根	根	岡山	岡
広島	広	山口	山	徳島	徳
香川	香	愛媛	媛	高知	高
福岡	福	佐賀	佐	長崎	崎
熊本	熊	大分	分	宮崎	宮
鹿児島	鹿	沖縄	沖		

イ 写真の契印は、プレス式を用いること。

(2) 第3面

ア 「軍人軍属等の別」は、法第2条第2項各号の別に応じ、同条同項第1号に該当する者は「軍人」を、同条同項第2号から第5号までに該当する者は「軍属」を、同条同項第6号から第12号までに該当する者は「準軍属」を○印で囲むとともに該当する号数を記載すること。

イ 「本籍」は、現在の本籍を記載するとともに退職時の本籍が現在の本籍と異なるときは、退職時の本籍地の都道府県名を括弧書すること。

ウ 「身体障害者手帳番号等」は、身体障害者手帳の交付番号及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく障害の程度を記載し、身体障害者手帳の交付を受けていない者については「なし」と記載すること。

エ 航空旅客運賃の割引措置を受けようとする戦傷病者の戦傷病者手帳については、

別に定めることに従い、備考欄に割引対象者である旨の証明印を押印すること。

(3) 第4面

ア 「傷病恩給等の種別」は、裁定を受けた傷病恩給等の根拠法の名称を記載し、傷病恩給等の裁定を受けていない者(年金たる傷病恩給等の裁定を受けた者でその後失権したものを含む。)については「なし」と記載すること。

なお、傷病恩給等の有期裁定を受けた者にあつては、その終期を記載すること。

イ 「障害の等級」は、傷病恩給等の裁定を受けた者については、当該裁定に係る傷病恩給等において用いられている障害の程度の呼称により記載し、傷病恩給等の裁定を受けていない者については、恩給法別表第1号表ノ2(特別項症から第6項症まで)及び別表第1号表ノ3(第1款症から第5款症まで)並びに恩給法施行令の一部を改正する勅令(昭和21年勅令第504号)による改正前の恩給法施行令(大正12年勅令第367号)第31条第1項(第1目症から第4目症まで)に示されている障害の程度の呼称によって記載すること。この場合、次の点に注意すること。

(ア) 第7項症に係る増加恩給を受給中の者については、「第7項症」と記載すること。

(イ) 傷病恩給等の受給者のうち第2(9)ウ又はエの年金の受給者については、これらの年金において用いられている障害の程度の呼称にしたがって「第 級」と記載すること。この場合、障害の程度が第4級、第5級又は第6級に該当する者であつて、それぞれ恩給法別表第1号表ノ2に定める第3項症、第4項症又は第5項症以上に相当する障害を有するものについては、「第4級上」の如く「第 級」の次に「上」の字を附記すること。

(4) 第5面

この面には、新たに傷病恩給等の裁定を受け、又は裁定につき変更があつた場合等障害事項欄の記載内容に変更があつた場合、その内容にしたがって記載すること。この場合において「年月日」は、傷病恩給等につき変更の裁定のあつた年月日(傷病恩給等の裁定を受けていない者にあつては、厚生労働大臣が当該変更について認定した年月日)を記載すること。

(5) 第6面

ア この面には、都道府県知事が療養の給付又は療養費の支給を認定した傷病について記載すること。この場合において、初度認定症については傷病名の次に「(初)」と附記すること。

イ 「転帰年月日」は、療養を要しなくなった年月日を記載すること。

(手帳記載事項の変更の届出)

第7 戦傷病者は、交付を受けた戦傷病者手帳の記載事項に変更があつたときは、次の各号の区分に従い当該各号に掲げる書類及び戦傷病者手帳を添えて、戦傷病者手帳を交付した都道府県知事(他の都道府県の区域に居住地を移したときは、新居住地の都道府県知事とする。)に届出ること。

- (1) 氏名を変更したとき 戸籍の謄本又は抄本 県が住基を確認すれば
出すはくても良い(H21.4.1~?)
- (2) 居住地を変更したとき (住民票の写し)及び写真2枚(写真の添付は、都道府県の区域をこえて居住地を移動したときに限る。)
- (3) 障害の程度が増進し又は低下したとき 傷病恩給証書の写等又は障害の程度を明らかにした医師若しくは歯科医師の診断書
- (4) その他の記載事項を変更したとき 当該変更の事実を認めることができる書類

- 2 前項により戦傷病者手帳の記載事項の変更の届出を受けた都道府県知事は、その内容を点検し、戦傷病者手帳の記載事項を訂正したうえ、その者に交付するとともに、戦傷病者カードについて所要の整理を行なうこと。
- 3 都道府県の区域をこえて居住地を移動した者からその旨の届出があった場合は、届出を受けた都道府県知事は、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知し、当該戦傷病者に係る戦傷病者手帳交付請求書(添付書類を含む。)の写及び戦傷病者カードの写の送付を受け、これと照合したうえ、新たに戦傷病者手帳を交付すること。
- 4 旧居住地の都道府県知事は、前項により戦傷病者手帳交付請求書等の写を送付する場合において、その者が療養の給付(療養費の支給を含む。)、療養手当の支給、更生医療の給付又は補装具の支給若しくは修理を受け、又は現に受けている者であるときは、当該援護の請求書類の写及び関係簿冊の写を新居住地の都道府県知事に送付すること。
- 5 変更事項が療養の給付に関するものであるときは、第3章に定めるところによること。

(手帳の再交付の請求)

- 第8 戦傷病者は、戦傷病者手帳が破れ若しくはよごれたため使用にたえなくなった場合又は戦傷病者手帳を失った場合は、そのてん末を記載した書類を戦傷病者手帳交付請求書に添えて、戦傷病者手帳の交付を受けた都道府県知事に再交付を請求することができること。
- 2 戦傷病者手帳が破れ又はよごれたことによりその再交付を請求しようとする者は、請求書にその戦傷病者手帳を添えなければならないこと。
- 3 戦傷病者は、戦傷病者手帳の再交付を受けた後、失った戦傷病者手帳を発見したときは、すみやかに、これを戦傷病者手帳の交付を受けた都道府県知事に返還しなければならないこと。

(死亡の届出)

- 第9 戦傷病者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者(同居の親族、その他の同居者、家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人)は、死亡した者の死亡の際における居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならないこと。この場合において、死亡した者の戦傷病者手帳を所持する者は、その

戦傷病者手帳を返還しなければならないこと。

- 2 都道府県知事は、第7第3項、第8第2項若しくは第3項又は前項により戦傷病者手帳の返還を受けたときは、これを廃棄したうえ、戦傷病者カードにその旨を記載すること。

(関係都道府県知事への通知)

第10 都道府県知事は、戦傷病者手帳を交付した場合において、その者が傷病恩給等の受給者(法第2条第2項第1号から第5号までに掲げる者に限る。)であるときは、その旨をその者の退職時の本籍地の都道府県知事に通知するものとする。

- 2 戦傷病者の退職時の本籍地の都道府県知事は、前項により通知を受けた者について、傷病恩給等の受給状況に異動があったことを知ったときは、その旨を、戦傷病者の居住地の都道府県知事に通知するものとする。

第3章 療養の給付及び療養費の支給

(療養の給付の請求)

第11 原傷病又はこれと因果関係のある傷病について療養の給付を受けようとする者は、療養給付請求書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、居住地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

- (1) 負傷し、又は疾病にかかったときから請求のときまでの間の症状及び療養の状況を記載した書類
- (2) 医師又は歯科医師の現症証明書(様式第3号)
- (3) 戦傷病者手帳の交付を受けている者にあつては、当該戦傷病者手帳

(療養の給付)

第12 都道府県知事は、第11の療養の給付の請求について審査した結果、療養の必要があると認定したときは、戦傷病者手帳の療養認定事項欄及び療養券(省令様式第3号)に所要事項を記入したうえ、これを請求者に交付するとともに療養給付等原簿(様式第4号)を作成し、これに認定の内容を記載しておくこと。

- 2 前項により療養券の交付を受けた者は、療養を受けるに当たっては、療養券を指定医療機関に提出しなければならないこと。
- 3 都道府県知事は、療養の給付の請求を却下する場合は、文書をもって、その旨及びその理由を通知すること。

(療養期間の認定)

第13 都道府県知事は、療養券を交付するに当たっては、療養の給付を必要とする期間を次の要領によって認定し、これを療養券に記載すること。

- (1) 認定期間は、原則として1年を限度とすること。
- (2) 前号にかかわらず、入院中の患者のうち、結核性疾患、脊髄・中枢神経障害及び精神病のもの又はその他の疾病であっても長期間の療養を要すると認められるものの認定期間は、5年を限度とすることができるものであること。
- (3) 療養期間の認定は、暦月を単位として行なうものとする。

(認定併発症に対する療養の給付)

第14 療養の給付について認定を受けた者が、当該認定に係る傷病(初度認定症又は認定併発症)と因果関係のある併発症又は転症を生じ、これについて療養を必要とする場合は、第11に準じて、当該併発症又は転症について請求手続をとること。

2 都道府県知事は、前項の請求があった場合は、第12に準じて認定手続をとること。

(認定外併発症に対する療養の給付)

第15 認定外併発症(歯科疾患を含む。)に対する療養の給付は、初度認定症又は認定併発症について現に入院療養中であって、かつ、医師が次の各号の1に該当するものと認められた場合に限り行なうものとする。ただし、この取扱いは、現に入院中の医療機関において当該認定外併発症の療養を受ける場合に限られるものであること。

- (1) 認定外併発症の治療が患者にとって緊急に必要であるとき。
- (2) 入院中に認定外併発症の治療を行わなければ初度認定症又は認定併発症の回復に悪影響があるとき。

(療養給付内容変更の請求)

第16 療養の給付を受けている者は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、療養給付内容変更請求書(様式第5号)に、現症証明書(様式第3号)を添えて、療養券の再交付を請求すること。

- (1) 療養券に記載された医療機関以外の医療機関において療養を受けようとするとき。
- (2) 療養券に記載された療養の期間を延長する必要があるとき。
- (3) 通院療養を入院療養にかえる必要があるとき。

2 前項の請求を却下する場合は、第12第3項を準用すること。

(異動届等)

第17 療養の給付を受けている者が退院し、治ゆし、又は療養を中止した場合においては、その者は、すみやかに、その旨を居住地の都道府県知事に届け出ること。ただし、

指定医療機関の管理者がその者に代って各月ごとに異動状況を取りまとめて届け出る場合にあっては、これを省略して差支えないこと。

- 2 都道府県知事は、前項の届出を受理した場合は、療養給付等原簿の裏面の備考欄にその旨を記載すること。

(療養費の支給の請求)

第18 法第10条の規定により療養の給付を受けることができる者が、緊急に療養を要したため一般医療機関等から療養を受けた場合において、当該療養費の支給を受けようとするときは、療養を受けた日以後すみやかに療養費支給請求書(省令様式第10号)に第11の各号に掲げる書類及び緊急に療養を要したため一般医療機関等から療養を受けた事情を明らかにした申立書を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出すること。

- 2 法第10条の規定により療養の給付を受けることができる者が緊急以外のやむをえない事由(指定医療機関が遠隔地にある場合等)により一般医療機関等から療養を受けようとする場合においては、あらかじめ、第11から第17までに定めるところに準じて手続をとること。

(診療報酬等の請求)

第19 指定医療機関は、各月に行った療養の給付につき、療養券を発給した都道府県知事ごとに診療報酬請求書(調剤報酬請求書及び訪問看護療養費請求書を含む。以下同じ。)を作成し、これに診療報酬明細書(調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書を含む。以下同じ。)を添えて、翌月の10日までに、次表療養の給付を受けた者欄に掲げる者の区分ごとに定められた提出先の欄中の審査支払機関(以下「支払基金事務所等」という。)に提出すること。

療養の給付を受けた者	提出先
(1) (2)以外の者	当該指定医療機関所在地の都道府県の 社会保険診療報酬支払基金事務所
(2) 国民健康保険の被保険者中、国民健康保険法の療養の給付と法第10条の療養の給付を併せ受けた者	当該指定医療機関所在地の都道府県の 国民健康保険診療報酬審査委員会

なお、診療報酬明細書の記載に当たっては、指定医療機関が第15により認定外併発症(療養券に記載されていない傷病)について療養の給付を行ったときは傷病名欄に当該傷病名を記載した上「(併)」と附記すること。

- 2 療養費の支払いを受けようとする者は、各月につき、療養費支給請求書(省令様式第10号)に療養に要した費用の額及び当該療養の内容を記載した書類(様式は、診療報酬明細書と同様のものとする。以下「療養費請求明細書」という。)を添えて、これを翌月10日までに、療養費の支給を受けようとする者の居住地の都道府県知事に提出する

こと。

なお、療養費請求明細書の記載に当たっては、認定外併発症(療養券に記載されていない傷病)について療養を受けたときは、傷病名欄に当該傷病名を記載した上「(併)」と附記すること。

- 3 前項の規定により療養費支給請求書の提出を受けた都道府県知事は、当該療養費の請求が認定を受けた負傷又は疾病(認定外併発症を含む。)について行われているかどうかを審査した上、療養費請求明細書を支払基金事務所等に送付して審査を依頼すること。
- 4 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の様式は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成4年厚生省令第5号)の定めるところによること。

(診療報酬等の額の決定)

第20 都道府県知事は、審査を終えた診療報酬請求書及び同明細書を支払基金事務所等から受けとったときは所要の点検を行った上、指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定し、当該指定医療機関に通知すること。この場合において、当該診療報酬の請求が、都道府県知事の認定を受けた負傷又は疾病(認定外併発症を含む。)について行われているかどうかを審査し、必要に応じ、支払基金事務所等に再審査を依頼すること。

- 2 都道府県知事は、審査を終えた療養費請求明細書を支払基金事務所等から受けとったときは、所要の点検を行った上、支給する療養費の額を決定すること。

(診療報酬等の支出年度区分)

第21 診療報酬又は療養費の支出会計年度分は、都道府県知事が第20により支払いの決定をした日の属する会計年度によること。

第22 削除

(移送の承認請求)

第23 入院して療養の給付又は療養費の支給を受けている者が、転院して入院療養を必要とする場合は、その者の居住地の都道府県知事に対し、健康保険の例に準じて、移送の承認について請求手続をとること。

- 2 移送は、療養上特に転院が必要と認められる場合に限り承認するものとし、その費用は、当該患者の移送に必要な運賃(最低の等級の運賃とする。)等の実費とし、その病状により介護者を必要とする場合は、介護者(患者の家族は含まない。)の分についても認めるものであること。

(移送費の支払い)

第24 移送費の支払いを受けようとする者は、療養費支給請求書(省令様式第10号)に、移送に要した費用の内訳明細書及び転院先の医療機関の管理者の証明書(転院した事実を証明したもの。)を添えてこれをその者の居住地の都道府県知事に提出すること。

2 都道府県知事は、前項の請求書を受けとったときは、支給額を決定して請求者に支払うこと。この場合は、第21を準用すること。

(診断書類の文書料の取扱い)

第25 都道府県知事は、療養の給付又は療養費の支給に係る診断書類の文書料について医療機関から請求を受けた場合は、次により支払うこと。

(1) 支払の対象となる診断書類

ア 認定併発症に対する療養の給付(第14)又は療養給付内容変更の請求(第16)の際に提出する現症証明書

イ 移送の承認請求(第23)の際に提出する医師の意見書

(2) 支払額の基準

健康保険において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2による公費負担医療の申請に必要な診断書の記載を行なった場合に支払う額と同額とすること。

(療養給付認定票の交付等)

第26 法附則第11項に規定する者が療養給付認定票の交付を請求しようとするときは、療養給付認定票交付請求書(省令様式第18号)に、次に掲げる書類を添えて、居住地の都道府県知事に提出すること。

(1) 療養を必要とする傷病が未帰還中における自己の責に帰することのできない理由による旨の申立書

(2) 負傷し又は疾病にかかったときから請求のときまでの間の症状及び療養の状況を記載した書類

(3) 医師又は歯科医師の現症証明書(様式第3号)

(4) 写真2枚

2 都道府県知事は、前項により提出を受けた請求書類について審査した結果、療養給付認定票の受給資格があると認めた者に対しては、療養給付認定票及び療養券を交付するとともに、療養給付認定票受給者カード(様式は、戦傷病者カードと同一のものとする。)及び療養給付等原簿に所要事項を記入し、受給資格を有しないと認めた者に対しては、文書をもって、その旨及びその理由を通知すること。

3 法附則第11項に規定する者に関しては、療養給付認定票の交付等については第6から第10までを、療養の給付又は療養費の支給については第12から第25までを準用

すること。この場合において、療養給付認定票の番号は、戦傷病者手帳とは別に一連番号とし、第6第2項(1)のアの都道府県の記号の次に「療」の字を附記すること。

第4章 療養手当の支給

(療養手当の支給請求)

第27 療養手当の支給を受けようとする者は、療養手当支給請求書(省令様式第11号)を居住地の都道府県知事に提出すること。

(療養手当の支給決定)

第28 都道府県知事は、療養手当支給請求書を受けとったときは、戦傷病者カード及び療養給付等原簿に基づき受給資格の審査を行ない、支給の可否及び支給額を決定し、その旨を請求者に通知すること。

2 請求者が療養の給付と同一の事由について年金を受給している場合においては、当該年金の月額相当額が法第18条第2項に定める療養手当の月額以上であるときは療養手当の支給は行なわないこととし、法第18条第2項に定める療養手当の月額に満たないときは、これと法第18条第2項に定める療養手当の月額との差額をその者に係る療養手当の支給額とすること。

第29 削除

(療養手当の支給の変更)

第30 都道府県知事は、第9若しくは第17の届出又は、第7若しくは第10による事務を取り扱う際に療養手当受給者に関し療養手当の支給額を改定し又は支給を終える必要があることを知ったときは、支給の変更の決定を行なうとともにその旨を療養手当受給者に通知すること。

(療養手当の返還等)

第31 都道府県知事は、療養手当受給者が年金たる傷病恩給等を受けるに至ったこと又は長期入院患者でなくなったこと等により、すでに支給した療養手当の全部又は一部を返還させる必要が生じたときは、すみやかに債権管理官及び当該療養手当受給者にその旨を通報すること。

(療養給付認定票の交付を受けた者に関する準用)

第32 療養給付認定票の交付を受けた者については、第27から第31までを準用すること。

第5章 葬祭費の支給

(葬祭費の支給請求)

第33 葬祭費の支給を受けようとする者は、葬祭費支給請求書(省令様式第12号)に次に掲げる書類を添えて、死亡した者の死亡の際における居住地の都道府県知事に提出すること。

- (1) 死亡診断書又は死体検案書
- (2) 請求者が法第19条第3項に規定する遺族である場合は、死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本
- (3) 請求者が死亡した者の配偶者であつて、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合は、その事情を認めることができる書類
- (4) 請求者が葬祭を行なう旨の申立書
- (5) 請求者が遺族でない場合は、その者が葬祭を行なった旨の申立書

(葬祭費支給の決定)

第34 都道府県知事は、葬祭費支給請求書を受けとつたときは、療養給付等原簿に基づき、受給資格の審査を行ない、支給の可否を決定しその旨を請求者に通知すること。

(療養給付認定票の交付を受けた者に関する準用)

第35 療養給付認定票の交付を受けた者については、第33及び第34を準用すること。

第6章 更生医療の給付

(更生医療の給付の請求)

第36 更生医療の給付を受けようとする者は、更生医療給付請求書(省令様式第13号)を居住地の都道府県知事に提出すること。

(更生医療の給付の判定)

第37 都道府県知事は、更生医療給付請求書を受けとつたときは、戦傷病者カードにより資格を確認し、身体障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)の長に当該医療の要否等について判定依頼書(様式第6号)により判定を求めるとともに、請求者に対して期日を指示し更生相談所に出頭するよう通知すること。

(更生医療の給付)

第38 都道府県知事は、更生相談所の長の判定の結果更生医療の給付を必要と認めた場合は速やかに給付の決定を行ない、請求者に対して更生医療券(省令様式第14号)を交

付するとともに、その内容を戦傷病者カードに記載しておくこと。

- 2 都道府県知事は、更生相談所の長の判定の結果、更生医療の給付を必要と認めない場合は、理由を付してその旨を文書をもって請求者に通知すること。
- 3 更生医療券に記載する医療の具体的方針(指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者用更生医療券に記入する訪問看護の具体的方針を含む。以下同じ。)及び診療予定期間は判定書に基づき記入すること。
- 4 都道府県知事が更生医療の給付を委託する指定自立支援医療機関は、医療の具体的方針、地理的条件、請求者の希望等を考慮のうえ決定すること。
- 5 第1項により更生医療券の交付を受けた者は、更生医療の給付を受けるにあたっては、更生医療券を指定自立支援医療機関に提出しなければならないこと。

(更生医療の給付の実施)

第39 都道府県知事は、更生医療を委託した指定自立支援医療機関に対し、毎月終了ごとに更生医療治療経過及び予定報告書(様式第七号)の提出を求めること。

- 2 指定自立支援医療機関において、医療期間の延長(ただし、2週間以内。1回限りとする。)の必要があると認めた場合は、報告書に変更を必要とする理由を詳細に記入して提出させること。
- 3 指定自立支援医療機関(当該医療が指定訪問看護等(指定訪問看護又は指定居宅サービス(訪問看護を行う場合に限る。))若しくは指定介護予防サービス(介護予防訪問看護を行う場合に限る。))をいう。以下同じ。)であるときは、当該指定訪問看護等に係る指示書を交付した指定自立支援医療機関は、医療の具体的方針の変更及び医療期間の延長(前項の場合を除く。)の必要がある場合は、更生医療内容変更申請書(様式第8号)により都道府県知事の承認を受けなければならないこと。
- 4 都道府県知事は、更生医療変更申請書の提出があった場合は、その内容について更生相談所の長の意見を徴し、その結果、変更の必要があると認めるときは更生医療変更承認書(様式第9号)を指定自立支援医療機関(当該医療が指定訪問看護等であるときは、当該申請書を提出した指定自立支援医療機関及び当該訪問看護等を実施する指定自立支援医療機関。次の5において同じ。)に送付すること。
- 5 都道府県知事は、更生相談所の長の意見を徴し、その結果変更の必要がないと認めるときは、理由を付して、その旨を文書をもって指定自立支援医療機関に通知すること。

(更生医療に関する準用)

第40 更生医療に係る診療報酬の請求については第19を、移送の給付等については第23から第25までをそれぞれ準用すること。

第7章 補装具の支給及び修理

(補装具の支給等の請求)

第41 補装具の支給(修理)を受けようとする者は、補装具支給(修理)請求書(省令様式第15号)を居住地の都道府県知事に提出すること。

(補装具の支給等の審査及び判定)

第42 都道府県知事は、補装具支給(修理)請求書を受けとったときは、戦傷病者カードにより資格を確認するとともに、所要の調査を行なうこと。この場合、特に必要と認められるものについては請求者に期日を指示し更生相談所への出頭を求め、その支給(修理)の要否及び処方について更生相談所の長の判決を求めること。

(補装具の支給等の基準)

第43 補装具の支給(修理)の基準は、障害者自立支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準」に定めるところによるものであること。

2 戦傷病者の障害の状況その他真にやむを得ない事情により支給する補装具の交付の必要性及び前項の基準に示された価格により難しい場合は、更生相談所の判定に基づき都道府県知事が決定するものとする。

(補装具の支給等の決定)

第44 都道府県知事は、第42の調査及び判定の結果、補装具の支給(修理)を必要と認めた場合は速やかに支給(修理)の決定を行ない、次の措置をとるとともに、その内容を戦傷病者カードに記載しておくこと。

(1) 補装具の支給(修理)を業者に委託して行なう場合は、補装具^{交付}修理券(省令様式第16号)を請求者に交付するとともに、業者に対しては補装具^{交付}修理券を請求者に交付した旨及び型取りの日時、場所その他所要の事項を記載した補装具交付(修理)委託通知書(様式第10号)を送付すること。

(2) 都道府県知事が自ら補装具を支給し又は修理を行なう場合は、支給の日時及び場所その他必要な事項を記載した補装具交付(修理)決定通知書(様式第11号)を請求者に送付すること。

2 都道府県知事は、補装具の支給(修理)を必要と認めない場合は、その旨及びその理由を文書をもって通知すること。

(補装具の支給等の実施)

第45 都道府県知事は、補装具を支給(修理)するにあたっては、必ず適合判定を行ない、補装具が本人に適合しないと認めた場合は、不備な箇所を改善し又は改善させたのち請求者に支給するようにすること。なお、この場合必要と認めるものについては、更生相

談所の適合判定を受けさせるようにすること。

- 2 都道府県知事は、支給した補装具について装着訓練を実施する等その使用について随時適切な措置を講ずること。
- 3 都道府県知事が自ら補装具の支給又は修理を行なう場合の費用の額は、「補装具の種類、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準」第5項の受託報酬の額の範囲内とすること。
- 4 都道府県知事は、業者に補装具の支給(修理)を委託するにあたっては、別紙契約書案により、あらかじめ契約を締結しておくこと。

第8章 国立保養所への入所

(国立保養所への入所の請求)

第46 国立保養所へ入所しようとする者は、国立保養所入所請求書に医師の診断書及び家庭状況調書を添えて居住地の都道府県知事を経由して、入所しようとする国立保養所の長に提出すること。

(国立保養所への入所資格の審査及び判定)

第47 都道府県知事は、前項の請求書を受けとったときは、戦傷病者カードに基づき資格の審査を行なうとともに、国立保養所の長が入所の可否を決定するのに参考となる事項を記載した書面を添えて、これを国立保養所の長に送付すること。

2 都道府県知事は、国立保養所の長から入所に関する決定通知を受けとったときは、その旨を請求者に通知するとともに戦傷病者カードの備考欄にその旨を記載しておくこと。

第9章 雑 則

(報告)

第48 都道府県知事は、戦傷病者手帳の交付及び法による援護の実施状況について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく報告(福祉行政報告例)として厚生労働省大臣官房統計情報部長が別に定めるところにより厚生労働大臣に報告すること。

(医療機関等の指導)

第49 都道府県知事は、法による援護の実施を担当する指定医療機関、一般医療機関等、業者等と常に連絡を保ち、適正な援護が実施されるようその指導につとめること。

(審査庁等及び取消訴訟等の提起に関する事項の教示)

第50 都道府県知事は、戦傷病者手帳の交付若しくは戦傷病者手帳交付請求の却下(第6関係)、療養の給付に係る請求の却下(第12及び第14関係)、療養給付内容の変更に係る請求の却下(第16関係)、療養費の支給若しくはこれに係る請求の却下(第18関係)、移送の承認若しくはこれに係る請求の却下(第23関係)、療養給付認定票の交付若しくはこれに係る請求の却下(第26関係)、療養手当の支給若しくはこれに係る請求の却下(第28関係)、療養手当の支給の変更(第30関係)、療養手当の返還(第31関係)、葬祭費の支給若しくはこれに係る請求の却下(第34関係)、更生医療の給付に係る請求の却下(第38関係)又は補装具の支給(修理)に係る請求の却下(第44関係)を行う場合には、当該処分に係る通知等に併せて、次に掲げる事項を記載した文書を交付すること。

(1) 当該処分に不服があるときは、当該処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して不服申立てをすることができる旨

(2) 当該処分の取消しの訴えは、当該処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事)提起することができる(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)旨(ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされている。)

契約書(案)

戦傷病者特別援護法第21条の規定により、補装具の交付及び修理を委託することについて〇〇〇都道府県知事(以下「甲」という。)と、補装具製作者(以下「乙」という。)との間に次の条項により契約する。

第1条 甲は、補装具^{交付}_{修理}券を戦傷病者(以下「丙」という。)に交付した場合は、乙に対してその旨及びその他必要な事項を通知しなければならない。

第2条 乙は、甲の発行する補装具^{交付}_{修理}券を所持する丙の補装具を製作し又は修理しなければならない。

2 乙は、補装具^{交付}_{修理}券の提示を受けた場合は、その処方に基づき、すみやかに補装具を製作し又は修理し、当該補装具を丙に引き渡さなければならない。

3 前項の引渡しにあたり、特に甲の指定する場合は、乙は身体障害者更生相談所長の適合判定を経た後でなければ、交付してはならない。

第3条 乙は丙に対して懇切丁寧を旨としなければならない。

第4条 甲が乙に対して製作及び修理を委託する報酬の額は、別添のとおりとする。

第5条 乙は、甲に対して製作修理の代金を請求する場合には、補装具^{交付}_{修理}券に丙の受領印を受け、これを請求書に添附して請求しなければならない。

第6条 甲は、前条の規定に基づく請求書を受領した場合は、製作又は修理の金額を照査のうえ、その都度乙にその代金を支払わなければならない。

第7条 乙は、この契約による帳簿及び関係書類を五箇年間保存しなければならない。

第8条 甲は、乙に対して、この契約の実施に関して必要な報告を徴し又は説明を求めることができる。

第9条 第2条第3項による適合判定の結果、その補装具が丙に適合しないと認められた場合は、甲は不備な箇所を指摘して乙の負担においてこれを改修せしめることができる。

2 甲は、補装具の交付後、乙の責任に帰すべきものと認められる不備な箇所を発見した場合は、前項に準じて改修せしめることができる。

第10条 甲は、次の場合にはこの契約を取り消すことができるものとする。

- (1) 乙について、この契約の履行に関し、詐欺その他不正行為があった場合
- (2) 契約条項に違反があった場合

第11条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年3月31日までとする。

2 毎年3月1日から3月末日までの間に契約当事者のいずれか一方より何んらの意思表示

示のないときは、契約の翌日において向う一箇年契約の更新がなされたものとみなす。

以上契約の締結を証するため、本通二通を作成し、双方記名捺印のうえ各自一通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 ○○都道府県知事 (印)
乙 住 所
氏 名 (印)